

平成 28 年 1 月 28 日
区民部国保年金課

平成 28・29 年度東京都後期高齢者医療保険料率最終案について

1 改定の理由

後期高齢者医療保険料は、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、区市町村からの意見等を踏まえて 2 年に 1 度改定する。

平成 28 年 1 月 12 日の広域連合協議会において、平成 28・29 年度の保険料率最終案が協議・承認された。

2 改定の内容

- (1) 保険料率の増加を抑制するため、平成 26・27 年度に引き続き、軽減に係る経費を一般会計から負担する。

【対象経費】

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100%
財政安定化基金拠出金相当額	100%
保険料未収金補填分相当額	100%
保険料所得割額減額分相当額	100%
葬祭費相当額	100%

100%とは、
区市町村 100%
広域連合 0%

- (2) 保険料軽減対象の拡大（別紙 1 参照）

5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を 26.5 万円（現行 26 万円）に引き上げる。

2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を 48 万円（現行 47 万円）に引き上げる。

- 3 平成 28・29 年度 1 人当たり平均保険料
年額 95,492 円（対前年度比 1,404 円減〔-1.4%〕）
- 4 平成 28・29 年度保険料率最終案
別紙 2 のとおり
- 5 平成 28・29 年度保険料の試算
別紙 3 のとおり

6 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

7 今後の予定

- (1) 広域連合は、平成 28 年 1 月 27 日に開催される平成 28 年第 1 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会に、平成 28 年度および 29 年度の保険料率を含む改正条例等の議案を提出する。
- (2) 区は、区議会第一回定例会に、一般会計から保険料の軽減のために負担を求めるための規約の改正の議案を提出する。